

◎東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律

員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律

臨時特例に関する法律

(平成二三年五月一日法律第四四号)

一、提案理由(平成二三年四月三〇日・衆議院農林水産委員会)

○鹿野国務大臣 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案及び東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、東日本大震災の影響のため、海区漁業調整委

員会及び農業委員会の委員の選挙を適正に行なうことが困難と認められる県及び市町村について、委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、海区漁業調整委員会の委員の選挙を適正に行なうこと

が困難と認められる県として農林水産大臣が指定する県の海区漁業調整委員会の委員の補欠選挙について、当該補欠選挙を行なうべき事由が委員の任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は行わないこととしております。

第二に、農業委員会の委員の選挙を適正に行なうことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村の農業委員会の委員の任期満了による選挙の期日について、平成二十四年七月三十一日までの間で農林水産大臣が指定する期日とし、当該委員の任期を当該期日の前日までとするとともに、当該期日の前日までに補欠選挙を行う事由が生じた場合であつても、当該補欠選挙は行わないこととしております。

第三に、選挙を適正に行なうことが困難と認められる選挙管理委員会においては、選挙人名簿の調製に関する期日等を、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日等とすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。  
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますよう  
お願い申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(平成二三年四月三〇日)

○山田正彦君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申します。

(略)

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものであります。

両案は、昨二十九日本委員会に付託され、本日、鹿野農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院農林水産委員長報告(平成二三年五月二日)

○主濱了君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

次に、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、被災地域における農林水産業の復旧・復興の在り方、農地・農業用施設の除塩・災害復旧事業等の進め方、農林漁業者への生活・経営支援の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

(略)

以上、御報告申し上げます。